「情報公開制度」について

公開請求できる情報

職員が作成・取得した文書や図面が対象となります。ただし、個人に関する情報、法人その他の団体の利益を損なうおそれの情報、組合行政の円滑な実施に支障が生じるおそれがある情報など、公開しないことができる情報もあります。

公開請求できる人

組合行政と直接の利害の有無にかかわりなく、組合行政に関する情報を知り たいという人なら、だれでも請求することができます。

公開請求の方法

組合の情報公開窓口(総務課)にお越しください。「情報公開請求書」を提出していただきます。

組合では、請求を受け付けた日から15日以内に公開するか又はしないかを 決定し、請求者に書面により通知します。

情報公開の方法は、情報公開窓口他での閲覧又は写しの交付となります。公開費用は無料ですが、写しを希望される方は、作成費用として1枚につき10円をいただきます。 また、郵送を希望される場合は、実費をいただきます。

組合では、情報コーナーにおいて住民の皆さんへの情報提供に努めています。 組合行政に関する基本的な情報の予算書、決算書、議会会議録などについては、 請求しなくても自由に閲覧することができます。

決定等に不服があるときは

部分公開(開示)や非公開(不開示)の決定に対し、行政不服審査法に基づいて審査請求をすることができます。審査請求があれば、「情報公開・個人情報保護審査会」に諮り、その意見を尊重して改めて決定します。

運用状況の公表

毎年運用状況について公表します。

情報公開制度についてのご質問等がありましたら、情報公開窓口(総務課)まで。

乙訓福祉施設事務組合 総務課

電 話:(075)954-6507 FAX:(075)958-1639